

障がい者スポーツ全国大会等参加激励金支給基準

障がい者の競技スポーツへの志向意欲を高めると共に、積極的な社会参加を促進するため、全国大会等に参加する者に対し贈る激励金の支給基準を定める。

1 対象大会

国，地方公共団体，若しくは国際的又は全国的な障がい者関係団体並びに競技団体，その他これらに準ずる公的な団体が，主催して行うスポーツの全国大会等で支給が適当と認められるもの。

2 支給対象者

市内に住所を有する障がい者で，前号に定める大会の出場にあたり地区予選を経た者及び主催者，競技団体等が推薦した者。

3 支給基準額

激励金の支給額は，下記の金額とする。

大会種別等	支給額	
(1) パラリンピック競技大会 デフリンピック競技大会 スペシャルオリンピックス競技大会	1人当たり	100,000円
(2) 上記の大会を除く国際大会	1人当たり	30,000円
(3) 全国障害者スポーツ大会	個人競技	1人当たり 10,000円
	団体競技	1チーム当たり100,000円を限度とする。 ただし，団体チーム構成員が10人に満たない場合は，構成員1人当たり各個人競技の支給基準額を乗じた額とする。
(4) 上記以外の全国規模の大会	個人競技	1人当たり5,000円
	団体競技	1チーム当たり50,000円を限度とする。 ただし，団体チーム構成員が10人に満たない場合は，構成員1人当たり各個人競技の支給基準額を乗じた額とする。

4 申請及び支給方法

(1) 支給を受けようとする者は，大会の出場決定後すみやかに障がい者スポーツ全国大会等参加激励金支給申請書（別記様式1号）により，市長に申請する。ただし，出場大会終了後の申請はできないものとする。

(2) 市長は，申請内容を審査したうえ，適当と認められる者に対し激励金を支給する。

5 協議

この基準により難しい時は，その都度別途協議をして決定する。

附 則

この基準は，平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は，平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年 4月 1日から施行する。